

GEPS マーケットプレイスとのシステム連携による商
品情報の提供及び関連サービスの提供
調達仕様書

令和6年3月

デジタル庁 国民向けサービスグループ
電子調達システム/調達ポータル担当

1. 調達件名

GEPS マーケットプレイスとのシステム連携による商品情報の提供及び関連サービスの提供
(以下、本調達という。)

2. 調達の背景

我が国では、国が行う役務、物品等の調達に係る内部手続を原則電子化し、行政事務の簡素化・効率化及び一元的な調達情報の提供等による民間事業者等の利便性の向上を図ることを目的に、調達手続の電子化に取り組んでいる。

こうした背景を踏まえて、デジタル庁では、少額物品に係る随意契約の業務効率化、調達コストの削減、購買実績データの蓄積を目的として、新たに GEPS マーケットプレイスサブシステム（以下、GEPS マーケットプレイスという。）を構築中である。GEPS マーケットプレイスの概要と期待される効果等について、別添 1 「GEPS マーケットプレイス概要説明資料」に示す。

GEPS マーケットプレイスでは、国が実施する少額物品の購入について、買い手（各府省）と売り手（参画した民間事業者（以下、カタログ事業者という。））を結びつける取引所の機能を提供する。具体的には、カタログ事業者がシステム上に商品情報を連携し、買い手である各府省の職員がシステム上で連携された商品を選択して購入できる機能を提供する。

カタログ事業者が GEPS マーケットプレイス上に商品情報を連携する方式としては、「外部カタログ連携」と「内部カタログ登録」の 2 つの方式を実装する。このうち、「外部カタログ連携」とは、自社の商品情報データベースを持つ事業者に対し、GEPS マーケットプレイスとのシステム連携によって商品情報の連携を行う方式である。一方、「内部カタログ登録」とは、事業者が GEPS マーケットプレイス内のデータベースに商品情報を直接登録する方式である。なお、各府省の職員は GEPS マーケットプレイスから商品検索を行うことで、「内部カタログ登録」された商品情報と「外部カタログ連携」された商品情報を一括して検索することができる。

なお、カタログ事業者は外部カタログ連携、内部カタログ登録いずれの場合も無償で商品情報の連携を行うものとし、外部カタログ連携、内部カタログ登録に必要な経費（システム改修費や端末購入費等）はカタログ事業者が負担するものとする。ただし、カタログ事業者は GEPS マーケットプレイスに参画することで、少額物品の購入に係る調達参加機会を増やすことができ、各府省との少額随意契約締結に繋がることが期待される。

GEPS マーケットプレイスは、第三期電子調達システムのサブシステムとして構築される。第三期電子調達システムのシステム概要図を以下に示す。（GEPS マーケットプレイスの対象業務は黄色塗りつぶし部分）

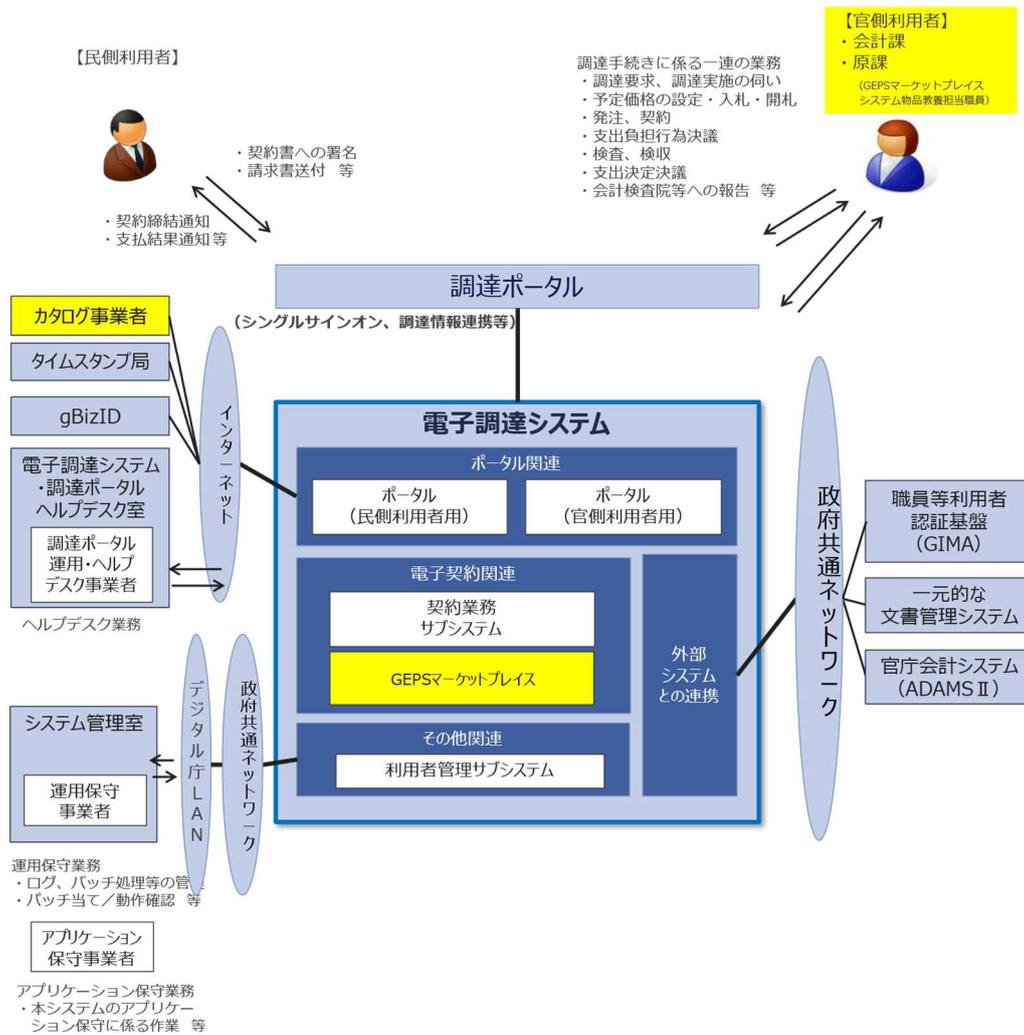


図 1 第三期電子調達システム概要図

3. 目的

本調達は、GEPS マーケットプレイスに対して外部カタログ連携による商品情報連携サービス及びこれに関連するサービスの提供を受けることを目的とする。

外部カタログ連携による商品情報連携サービス及び関連するサービスの提供を適正に実施できる見込みのある事業者を外部カタログ連携事業者として選定し、当該サービスの提供に係る契約を締結する。

4. 本調達に係る体制

本調達に係る体制を以下に示す。

表 1 本調達に係る体制

項番	区分	組織又は要員	役割
1	主管課 (PJMO)	デジタル庁国民向けサービスグループ (電子調達システム/調達ポータル担当)	電子調達システム及び調達ポータルの開発、運用、保守等を主管し、電子調達システム及び調達ポータルに係る各事業者の管理を行う。
2	利用者	官側利用者 (利用府省庁等)	電子調達システム及び調達ポータルを利用する府省庁及び政府機関。

項番	区分	組織又は要員	役割
3		民側利用者（民間事業者等）	電子調達システム及び調達ポータルを利用する民間事業者、個人事業主及び一般国民。
4		カタログ事業者	民側利用者のうち、GEPSマーケットプレイスに商品情報を提供する民間事業者。GEPSマーケットプレイスにログインして商品情報を登録する「内部カタログ登録事業者」と、外部システム連携によって商品情報を提供する「外部カタログ連携事業者」に分類される。（本調達の受注者を含む。）
6	第三期電子調達システム関係事業者	設計・開発事業者	第三期電子調達システムの設計・開発を実施する。
7		運用事業者	第三期電子調達システムの運用・保守全体の取りまとめ、運用業務全般を実施する。
8		アプリケーション保守事業者	第三期電子調達システムのアプリケーションプログラム（業務系バッチを含む。）（以下「業務アプリケーション」という。）の保守を実施する。
9		資格審査事業者	全省庁統一資格の審査業務を実施する。
10	府省共通システム	第二期政府共通プラットフォーム担当（デジタル庁）	第二期政府共通プラットフォームの設計・構築、機器・ソフトウェアの提供（保守サービスを含む。）、施設・設備の提供、移行支援、運用業務等を行う組織。
11		政府共通ネットワーク担当（デジタル庁）	政府共通ネットワークの設計・構築、機器・ソフトウェアの提供（保守サービスを含む。）、ネットワーク設備の提供、移行支援、運用業務等を行う組織。
12		職員等利用者認証基盤（GIMA）担当（デジタル庁）	職員等利用者認証基盤（GIMA）の管理・運営を行う組織。
13		一元的な文書管理システム担当（デジタル庁）	一元的な文書管理システムの管理・運営を行う組織。
14		官庁会計システム（ADAMS II）担当（財務省）	官庁会計システム（ADAMS II）の管理・運営を行う組織。
15		外部連携システム	外部カタログ連携事業者
16	gBizID		経済産業省が所管する、電子的な行政手続きの対象者を一元的に認証する基盤。

5. 調達の範囲

本調達の範囲は、外部カタログ連携による商品情報連携サービス及びこれに関連するサービス

スの提供とする。それぞれの詳細は以下のとおり。

(1) 外部カタログ連携による商品情報連携サービスの提供

GEPS マーケットプレイスに対して、外部カタログ連携によって、商品情報を連携すること。連携に当たっては、別添3「GEPS マーケットプレイスに係る利用規約」及び別添4「GEPS マーケットプレイスを用いた購買手続に係る利用規約」に示す、カタログ事業者及び外部カタログ連携事業者の遵守事項を満たすこと。

(2) 関連サービスの提供

外部カタログの連携サービスを利用にあたって付随する関連サービスの提供を行うこと。具体的には以下に示す対応を行うこと。

- ・ 第三期電子調達システムのアプリケーション保守事業者から外部カタログ連携接続テストの協力要請があった場合は、これに協力すること。また、連携接続テストにおいてはカタログ事業者の実商品等の情報（またはそれに近いもの）を利用したテストに協力すること。
- ・ 第三期電子調達システムの運用事業者（以下「運用事業者」という。）から障害対応等で問合せがあった場合は、これに協力すること。
- ・ 運用事業者によるシステム障害の一次切り分けの結果、障害発生箇所が外部カタログ連携事業者のシステムであった場合は、必要な対応を行うこと。
- ・ 外部カタログ連携事業者は、外部システム連携を停止する場合、主管課及び運用事業者に対しその旨を7日前までに連絡すること（緊急のためやむを得ない場合を除く）。
- ・ 緊急対応のため、GEPS マーケットプレイスとの外部システム連携を停止した場合は、速やかにその旨を主管課及び運用事業者に連絡し、その後の対応について協議すること。
- ・ 納入先となりうる納品先情報について、提供した情報を適切に管理し、納品対応のための情報としてのみ利用すること。
- ・ その他、公募公告、別添3「GEPS マーケットプレイスに係る利用規約」、別添4「GEPS マーケットプレイスを用いた購買手続に係る利用規約」に示す、外部カタログ連携事業者が実施すべき作業について対応すること。

6. その他

(1) 情報セキュリティに関する事項

カタログ事業者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況についてデジタル庁が報告を求めた場合には速やかに報告するとともに、情報セキュリティについて主管課が改善を求めた場合には、デジタル庁と協議の上、合意した対応を実施すること。

(2) その他

本仕様書に記載なき事項にあっても、本調達の業務遂行において必要と認められる事項については、デジタル庁と協議の上、実施すること。カタログ事業者は、デジタル庁が必要と認める質問又は資料の提出を求めた場合には、それに適切に応じること。